

答申保第25号
平成23年10月13日
(諮問保第30号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿相第1号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る保有個人情報は、特定日に係る「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に係る情報のうち次の部分で、求める措置は、次のとおりである。

- (ア) 「件名」欄、「受理状況」欄、「申出者」欄、「申出内容」欄及び「措置内容・結果」欄の記述の一部の訂正、削除又は記述の追加
- (イ) 「申出者」欄の氏名の追加又は訂正
- (ウ) 特定日以外の日付の相談票の追加

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿相第35号で保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本人が自己の個人情報が改ざん、ねつ造されていることを指摘し、事実でないとし出ているのに、訂正がなされないのは請求権の侵害であると同時に、不正確な個人情報に基づく行政処分により、私の権益を侵犯するものであるので、処分の取り消しを求め、人権の回復を図りたい。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明

することとした。再考をお願いする。（資料名等は省略）

3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 「苦情・相談等事案処理票」23件の受理者（退職者を除く警察職員）すべてに聞き取り調査を実施した結果、相談を受理した当時、審査請求人が話した内容を要約して記載した旨申し立て、審査請求人が訂正を求める内容と合致せず、正確な事実は明らかにならなかった。

イ 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、「訂正請求に理由がある」と認めることはできないこととなり、訂正決定を行うことはできない。

この調査結果からは対象保有個人情報の正確な事実は明らかにならず、「訂正請求に理由がある」と認められないので訂正決定を行うことができず、条例第28条ただし書の「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」に該当し、不訂正決定した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年8月4日	諮問を受けた。
9月9日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9月15日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年7月5日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。（審査庁から本件処分の理由等を聴取）
8月25日	諮問の審議を行った。
9月5日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成21年1月9日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「審査請求人が、特定期間内に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」のうち、「件名、受理状況、申出者、申出内容及び措置内容・結果」欄中の審査請求人に係る保有個人情報の一部で、求める措置は、追加、削除及び訂正である。

審査請求人は内容に事実と相違する部分があった等と主張しており、これに対して実施機関は、「提出された書類からは、訂正請求に理由があると認めることができない」と説明している。

審査請求人は、不訂正とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思量するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除等の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

ただし、請求内容のうち、他の日付の記録票の開示漏れに関する請求部分については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

したがって、当該部分に関する保有個人情報訂正請求については、条例第26条の訂正請求をすることができる保有個人情報に該当するとは認められない。

エ 本件訂正請求の訂正の要否について

(ア) 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正を

しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、審査請求人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、個別の訂正請求内容と疎明資料との関連性も明らかでなく、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、本件対象保有個人情報に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、本件訂正請求について、実施機関が不訂正決定を行ったことは、妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。